

令和 7 年第 3 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 7 日 (金)

午前 10 時 00 分開会

午前 11 時 25 分閉会

2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ (廿日市市総合健康福祉センター) 1 階
多目的ホール

3. 出席委員 (農業委員 13 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

13 番 岡 真由美

14 番 岩本 博志

(推進委員 9 名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 中田 進

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員 (4 名)

4 番 是佐 恵美子

推進委員 倉本 良夫

推進委員 岡村 昭男

推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

3 番 神鳥 正貴

5 番 松井 祥壮

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事 眞鍋 秀

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

農林水産課 係 長 森脇 正紀

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(5) 議案第 12 号 地域計画案に係る意見について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 7 年第 3 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、3 番、神鳥委員さん、5 番、松井委員さんをお願いをいたします。 それでは、議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。 議案書につきましては、先ほど事務局長から説明のありましたとおり、お手元に配付させていただいております差し替え議案に沿って説明をさせていただきます。 まず、番号 66 番、農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は田で、面積は 2 筆の 2, 419 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 17 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 番号 1 番及び 10 番については関連案件のため、一括で説明いたします。 番号 1 番と 10 番、農地の所在は、友田字氏森、登記地目は田及び宅地で、面積は合計 17 筆の 8, 878.92 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 12 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 2 番、農地の所在は、宮島町字巖浦、登記地目は田、畑及び山林で、面積は 5 筆の 7, 589 平方メートルで、利用目的は畑です。

	期間は、公告日から令和８年３月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号３番、農地の所在は、玖島字壱町田日浦、登記地目は田で、面積は１筆の２，５１８平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和１２年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号５番、農地の所在は、玖島字壱町田景浦、登記地目は田で、面積は１筆の８０５平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１２年３月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 番号６番から９番は関連案件のため、一括で説明いたします。 ６番から９番、農地の所在は、津田字久保田及び浅原字下保曾、登記地目は田及び畑で、面積は合計２４筆の１万５，９０７平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、６番は公告日から令和１７年３月３１日まで、７番から９番は令和１２年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号１１番、９ページになります。 農地の所在は、峠字横林、登記地目は田で、面積は１筆の１，１０７平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和１０年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 番号２６番、農地の所在は、玖島字正家、登記地目は田で、面積は１筆の６８７平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の再設定を行うものです。 次に、番号２７番、農地の所在は、玖島字兼康、登記地目は田で、面積は１筆の１，１３０平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号２８番、農地の所在は、玖島字大名、登記地目は田で、面積は合計２筆の３，３２５平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号２９番、農地の所在は、玖島字兼康、登記地目は田で、面積は１筆の１，９１２平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３０番、農地の所在は、玖島字正家、登記地目は田で、面積は１筆の３２０平方メートルで、利用目的は田です。
--	--

	期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３１番、農地の所在は、玖島字大名、登記地目は田で、面積は２筆の１，４８２平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３２番、農地の所在は、玖島字景浦、登記地目は田で、面積は１筆の１，９６７平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３３番、農地の所在は、玖島字大名、登記地目は田で、面積は２筆の３，２２８平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３４番、農地の所在は、玖島字景浦及び兼康、登記地目は田で、面積は５筆の８，２２８平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３５番、農地の所在は、玖島字大名、登記地目は田で、面積は１筆の２，９８７平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３６番、農地の所在は、玖島字景浦、登記地目は田で、面積は３筆の４，３２８平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３７番、農地の所在は、玖島字兼康、登記地目は田で、面積は３筆の５，９０１平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３８番、農地の所在は、玖島字景浦、登記地目は田で、面積は１筆の４１３平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号３９番、農地の所在は、玖島字兼康、登記地目は田で、面積は１筆の２，２８０平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の再
--	---

	設定を行うものです。 次に、番号４０番、農地の所在は、玖島字景浦、登記地目は田で、面積は１筆の１，３３０平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 最後になりますが、番号４１番、農地の所在は、玖島字正家、登記地目は田で、面積は１筆の８２３平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の再設定を行うものです。 本件につきましては、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ６６番について、堀田委員さん、お願いいたします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。６６番について説明します。 ２月１８日に、岩木委員、事務局と３名で現地確認を行いました。 現地は、〇〇の南西側に位置します。今回の申請は再設定であり、現状はビニールハウスを建て、葉物野菜を作付けされる予定です。問題はないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 １番について、小西委員さん、お願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。番号１番の農地法に基づく利用権の設定について説明いたします。２月１８日に河井委員、事務局１名、私、小西の３名で現地確認を行いました。場所は〇〇から入ってすぐの場所にある畑となります。近くには〇〇があります。今回、この場所を利用する新規就農予定の〇〇さんです。約１年前から市役所へ相談があり、このたび〇〇さんの農地を借り受けることとなりました。栽培作物は、トウモロコシ、カリフラワー、サフランなどです。現在は竹原にて野菜の栽培技術を学ぶための講習を受けておられます。現地確認の結果、既に農地は耕されており、何ら問題は見受けられませんでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。

	2 番について、山田委員さん、お願いいたします。
7 番委員	山田です。宮島の件ですが、これは昨年の 1 2 月に吉田委員、それから事務局とで現地を確認しております。当地での農業経営はですね、平成 2 5 年からもう 1 0 年以上になるのですが、無農薬で自然栽培を実践しているということです。現地へはもう 1 0 回以上も行ってますけど、行くたびに栽培の品種を増やしたり、新しい方法を考えて実施したり、非常に前向きな進み方をしているようです。順調にいつているようですし、この利用権の貸借等については問題ないかと思しますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 3 番、5 番について、堀田委員さん、お願いいたします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。3 番について説明します。現地確認は同じく 2 月 1 8 日、岩木委員、事務局と 3 名で実施しております。現地については、〇〇のすぐ近くに位置します。今回の申請は、〇〇が新規就農で研修を目的とした新規の設定です。何ら問題はないと考えます。審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 6 番について、松井委員さん、お願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井です。現地確認の日は、2 月 2 0 日の日に、市の職員と松井農業委員、それと私の 3 名で確認をしております。申請地ですが、佐伯支所から、県道 3 0 号西方 1 . 2 キロの吉和方面に入ったところに、〇〇があるのですが、そこから 1 0 0 メートルぐらいのところの一带です。現地は、ご覧のように 8 筆 3 , 9 1 9 平米ぐらいの広い土地ですが、確認時には、既に整地されて、いつでも作物が植えられるというような状態でございました。利用貸借について全く問題ないというように思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 大変失礼いたしました。5 番について、堀田委員さん、お願いいたします。
堀田推進委員	5 番について説明します。現地確認については、2 月 1 8 日に実施しました。今回の申請は、〇〇さんが水稻の作付をするための再設定となります。何ら問題はないと考えますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。

9 番委員	それでは、7、8、9 番について、古川委員さん、お願いいたします。 それでは、7、8、9 につきまして、古川からご報告いたします。2 月 19 日ですが、安井推進委員と事務局 1 名とともに現地の確認を行っております。この 7、8、9 の所有者ですが、7 番につきましては〇〇さん、その娘さんである 8 番の〇〇さん、そして 9 番は、山本悦子さん。お母さん、娘、娘ということです。お母さんの〇〇さんと姉〇〇さん、この方は亡くなられておりまして、実際には、妹の〇〇さんが管理されております。その農地が、同じ場所に集積されてる感じの農地で、この会議でも度々議案に出ましたけども、〇〇さんが一帯を借りて、〇〇ということで大々的に耕作をされてきたのですけども、今回、残念ながら離農されるということになりまして、その後を引き受けられた〇〇さんが、これを借りて耕作するということで、今回申請して上がったものでございます。 〇〇さんは、〇〇さんが指導者みたいな形でタッチされてまして、その後を継ぐというような営農形態になろうかと思えます。何ら問題はないと思えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 10 番について、小西委員さん、お願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。番号 10 番について説明いたします。 2 月 18 日に、河井委員、事務局 1 名、小西の 3 名で現地確認を行いました。 場所は、番号 1 番で説明した場所のすぐ隣になります。今回、〇〇さんから、新規就農する〇〇さんへ利用権の設定です。借り受けるこちらのほうも既に畑を耕しており、耕作の準備が整っており、本格的には 4 月から作業を始められる予定だそうです。この物件は遊休農地であり何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 11 番について、河井委員さん、お願いいたします。
1 番委員	1 番の河井です。11 番の利用権の申請について説明をいたします。2 月 19 日に、小西委員と事務局と私の 3 人で現地確認をしております。場所は、友和の〇〇の入口より手前に 150 メートル県道のいわゆるすぐ下になります。この奥には、〇〇を作付している農園があります。利用権を設定する〇〇さんは、ビニールハウスで中華料理に使用されるキクラゲとサフランを栽培されるということです。地主の〇〇さんは高齢で体調もよくないようで、5 年ぐらいになりますか、もう遊休農地に

	なっておりますので、大変よい申請と思います。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。 それでは、２６番から４１番につきまして、岩木委員さん、お願いいたします。
８番委員	８番の岩木です。今おっしゃられましたように、番号２６からナンバー４１までの１６件をまとめてご報告させていただきます。３月６日、事務局１名の方と私とでですね、現地を確認いたしました。申請地は、玖島地区の檜原の信号機から湯来町方面へ向けて約２．５キロぐらい行ったところの、中村地区の申請でございます。１６件とも利用権を設定する件ですので、設定を受ける者あるいは設定する方の名前を連呼いたしますので、議案書等で確認いただければと思います。 ２６番が、〇〇さんから〇〇さん。 ２７番が、〇〇さんから〇〇さん。 ２８番が、〇〇さんから〇〇さん。 ２９番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３０番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３１番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３２番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３３番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３４番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３５番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３６番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３７番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３８番が、〇〇さんから〇〇さん。 ３９番が、〇〇さんから〇〇さん。 ４０番が、〇〇さんから〇〇さん。 ４１番が、〇〇さんから〇〇さんへ利用権の設定でございます。 これについてですね、新規並びに再設定の１６件でございます。今回の申請は、中村地区の第６期中山間地域直接支払い制度の申請のため、利用権を設定するものです。今現在、設定を受ける者も耕作して全部やっておられます。何ら問題ないと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、この件につきましてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》

議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第８号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第８号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第９号、農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第９号、農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は２２ページから２５ページになります。 まず、番号３３５番、農地の所在は、吉和字田尻、登記地目は田で、４筆の計３，９７７平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転でございます。 次に番号１２番、農地の所在は、玖島字中平谷、登記地目は田で、面積は１筆の１，４０８平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 次に番号１４番、農地の所在は、宮内字東畑口、登記地目は田で、面積は２筆の５９８平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 次に番号２５番、農地の所在は、栗栖字神堂垣内、登記地目は田で、面積は８筆の３，８６９平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 次に番号２９番、農地の所在は、津田字西花上、登記地目は田で、面積は２筆の５６２平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 次に番号３２番、農地の所在は、河津原字上中山谷、登記地目は田で、面積は８筆の４，８０６平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は新規農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第９号、農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３３５番について、中田委員さん、お願いいたします。
１２番委員	１２番の中田です。番号３３５番についてご説明いたします。 ２月１９日に岡職務代理、倉本推進委員、事務局とで現地確認を行いました。現地は吉和ふれあい交流センターから国道１８６号線を５００メートルぐらい佐伯方面に向けて行ったところにあります。〇〇の事務所の真裏に当たります。譲受人の〇〇さんは、元は吉和の出身ですが、廿日市に住んでおられました。Ｕターンされて吉和に帰ってこられたわけで、新たに農業をされるために土地を取得されるということで、非常によいことだと思っております。特に問題はありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 １２番について、梶原委員さん、お願いいたします。
６番委員	６番の梶原です。番号１２番についてご報告いたします。 この農地の所在地は、大竹・佐伯線をずっと上がって行きまして平谷集落にありまして、ちょうど中平谷という佐伯区の砂谷に行く道の、川を渡ってすぐの農地でございます。この農地につきまして、２月２１日に清水委員と私と事務局員とで確認に行きまして、この農地は、圃場整備をしましてもう既に３０年ぐらいになったと思いますが、圃場整備した時から、〇〇さんがこの農地については使用貸借を結んで耕作をされておりまして、今回、〇〇さんが相続を受けられて所有されたわけですが、遠方で来られないということで、〇〇さんに無償で移転されるということで、何ら問題はないと思います。よろしくお願い申し上げます。
議長	ありがとうございました。１４番について、私、岩本がご説明いたします。２月２１日、中山委員、事務局、私と現地確認をいたしました。場所は、県道佐伯線を上がって行きますと、山陽道の下をくぐりまして２、３００メートル上がったところでございます。左側に、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、〇〇がでございます。その反対側ですね、道路を挟んで反対側付近のところでございます。この〇〇さんと〇〇さんは親戚でございますので、もう今までずっと〇〇さんが稲を作っておられますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。 ２５番について、田丸委員さん、お願いいたします。
田丸推進委員	推進委員の田丸です。２５番についてご報告いたします。２月１８日に神鳥委員、事務局１名、私、計３名で現地確認をい

	たしました。現地は、佐伯支所より吉和方面に４キロほど行ったところで、〇〇の横、駐車場横周辺になります。 譲渡人の〇〇さんは、現在、現役の会社員であり、兼業での耕作は体力的にも困難ということで、譲受人の〇〇さんとの３条申請となります。ちなみに、同じ〇〇姓ではありますが、縁故関係はないそうです。なお、譲受人の〇〇さんは、今週から、近隣の農家の協力を得ながら耕作されると聞いておりますし、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ２９番、３２番について、木浦委員さん、お願いいたします。
２番委員	２番、木浦です。番号２９番についてご報告します。２月１７日、松井辰夫委員、事務局と、３名で現地確認をしました。 現場は、佐伯支所からほぼ北の花上地区で、大体、支所から５００メートルぐらい登ったところです。県道が舗装された旧県道のすぐ側に位置します。現地は、かなり長い間休耕されている状態でした。譲受人はすぐ近くにお住まいなので、耕作を全部されるということで、休耕状態が解消されるということで良い事だと思いますのでよろしくお願いします。それから、今度は３２番ですね。３２番も、２月１７日に小西委員と事務局１名とで現地確認をしました。ここは、支所から廿日市市外に向けての県道沿いになるのですが、大体１キロ少しぐらい行ったところの、津田地区と河津原地区の境界辺りです。果物の栽培、イチジクやブルーベリーの栽培と書いてあったのですが、面積が合計で５反ぐらいあります。譲渡人が高齢ということで耕作を長い間されていませんでした。審議のほどよろしく願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、この６件につきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第９号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第９号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第１０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について議案とします。

事務局	説明をお願いいたします。 議案第１０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は２６ページになります。 まず、番号３０番、農地の所在は、友田字橋桁、登記地目は畑で、面積は３筆の５４４平方メートルの申請です。 転用理由は、住宅として利用するための申請です。 本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第１０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ３０番について、河井委員さん、お願いいたします。
１番委員	１番の河井です。３０番の４条の申請について説明をいたします。２月２６日に、小西委員と事務局と私の３名で現地確認をしております。場所は、友和市民センターの裏側で３００メートルくらい離れています。申請人の〇〇さんの母屋が大変古く、今回木造平屋建て一棟を建てる申請です。この農地５４４平米の申請で、木造平家建２５．４４平米大変小さい家を立てられるということです。この建てられるための進入路の予定が畑になっているようです。ここに、幅３メートル長さ３０メートルありまして、その奥がまた道路になっております。家を建てられるときの進入路と今後の生活のための入口の道路との申請になっており、また、残りは畑として利用されるようです。今でも畑として利用されております。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、この件につきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようでございますので、お諮りします。 議案第１０号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１０号について許可することに決定

	をいたします。 続きまして、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	報告第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 27 ページになります。 番号 33 番、34 番は関連案件のため、一括で説明いたします。 農地の所在は、上平字大原、登記地目は田で、面積は合計 2 筆の 1, 649 平方メートルの申請です。 転用理由は、仮説現場事務所として利用するための申請で、一時転用となります。 本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 33 番、34 番について、登委員さん、お願いいたします。
登推進委員	推進委員の登です。番号 33、34 番について一括で報告させていただきます。去る 2 月 21 日、是佐委員と事務局 2 名とで現地を確認しました。場所は、国道 433 号を西に広島バイパスから原方面に進み、高速道路の高架下を通過して約 200 メートルぐらい進んだところの右側にあります。申請の面積は、2 筆の 1, 649 平方メートルになってます。現地確認したところ、申請地はいずれの農地も休耕状態となっています。今回の転用は、譲受人となる〇〇が、〇〇事業者となっており、その仮説現場事務所として利用する一時転用としての許可申請とされています。なお、本件については、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。以上で番号 33 番、34 番の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 この件につきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。

	議案第 1 1 号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 1 1 号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 1 2 号、地域計画案にかかる意見について議案とします。 説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 2 号、地域計画案に係る意見について説明させていただきます。 議案書は 2 6 ページになりますが、議案書と一緒に配付させていただいております議案第 1 2 号資料 1 及び、玖島地区、浅原地区、友和地区、津田地区、四和地区、吉和地区の各地域計画案も併せてご覧ください。 内容につきましては、廿日市市農林水産課の森脇から説明をいたします。
森脇係長	貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。先月に引き続きまして、6 地区の、ご審議をいただくということでよろしくをお願いいたします。 皆様におかれましては目標地図の図案作成にご協力いただきまして、改めてお礼申し上げます。 この 3 月にですね、地域計画案の取りまとめ、策定、公告を予定しておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。
事務局	本件につきましては、令和 7 年 1 月 2 9 日付で廿日市市長より意見聴取の照会がありましたので、案について異議があるかどうか諮るものでございます。 なお、今回配付させていただいた地域計画案につきましては、個人情報に掲載されているものになります、総会終了後には回収をさせていただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。 以上で、議案第 1 2 号、地域計画案に係る意見について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。

	議案第１２号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１２号について異議なしとして回答することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告します。 事務局、お願いします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は２９ページ、３０ページになります。 今月の報告は、令和７年１月１４日から２月１０日までの間に受理した４件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号５番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、てんまつ書が提出されております。 番号１６番、１７番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。 本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が先決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。
議長	この件について、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号を終わります。 続きまして報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告をいたします。 お願いいたします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は３１ページ、３２ページになります。 今月の報告は、令和７年１月１４日から２月１０日までの間に受理した５件です。招堤の説明は、省略させていただきます。 番号７番と１０番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。

	番号３８３番、３８４番については、一時転用になります。 本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が先決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告を終わります。
議長	この件について、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号を終わります。 ほかにはございませんか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。 次回の令和７年第４回農業委員会総会は、４月７日火曜日、午前１０時から、市役所７階会議室で行います。 本日は大変お疲れさまでございます。

（閉会 午前１１時２５分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年４月７日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（３番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（５番委員） _____